

議案第47号

さいたま市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

さいたま市特定非営利活動促進法施行条例（平成23年さいたま市条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設立の認証申請) 第2条 [略] 2～4 [略] 5 法第10条第4項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める軽微な不備は、誤記その他明白な誤りとする。	(設立の認証申請) 第2条 [略] 2～4 [略] 5 法第10条第3項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める軽微な不備は、誤記その他明白な誤りとする。
(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による縦覧等) 第17条 読替え後の電子文書法第5条第1項に規定する条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、第45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに第52条第4項及び第5項並びに第54条第4項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面の閲覧とする。 2 [略]	(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による縦覧等) 第17条 読替え後の電子文書法第5条第1項に規定する条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、第45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに第52条第4項及び第54条第4項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面の閲覧とする。 2 [略]

この条例は、令和3年6月9日から施行する。